

平成 2 5 年 第 3 回 教育 委員 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 5 年 3 月 4 日

東 久 留 米 市 教 育 委 員 会

平成25年第3回教育委員会定例会

平成25年3月4日午後2時02分開会

市役所7階 703会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (5) 東久留米市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
 - (6) 東久留米市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について
 - (7) 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について
 - (8) 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について
 - (9) 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について
 - (10) 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - (11) 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について
 - (12) 諸報告
 - ①平成25年度第1回市議会定例会について
 - ②「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
 - ③平成24年度第3回学校給食運営協議会議事要旨について
 - ④東久留米市教育振興基本計画の策定にかかる懇談会について
 - ⑤下里地域通学区域検討委員会について
 - ⑥その他

出席委員（5人）

委員 長	井上 敏博	第一職務代理	矢部 晶代
委員	松本 誠一	委員	尾関 謙一郎
教育長	永田 昇		

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	荒島 久人	総務課長	東 淳治
指導室長	片柳 博文	学務課長	稲葉 勝之
生涯学習課長	山下一美	主幹 (国体担当)	傳 智則
学校適正化等 担当課長	高梨 顕彦	図書館長	岡野 知子
統括指導主事	末永 寿宣	指導主事	間嶋 健
指導主事	大久保 順子		

事務局職員出席者

庶務係長	鳥越 富貴	庶務係	小野塚 将志
------	-------	-----	--------

◎開会及び開議の宣告

(午後2時02分)

- 井上委員長 これより平成25年度第3回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。先ほど教育長からご紹介いただきましたが、今議会において尾関謙一郎委員が教育委員会委員として同意されました。2番の席に尾関委員をお迎えし、これで教育委員が5人揃いました。事務局の協力を得て慎重審議を進め、より教育行政の充実・発展に努めていきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

◎会議録署名委員の指名

- 井上委員長 日程第1、会議録の署名委員について。本日の署名は2番の尾関委員にお願いいたします。後ほど会議録が調製され私どもが確認をして最終署名をする流れになっています。
- 尾関委員 承知しました。

◎議案の追加

- 井上委員長 日程第2に入る前に、議案の追加がありますので事務局から説明をお願いします。
- 東総務課長 年度末を控え、人事案件、規則・規程などの見直しで追加が多く出ています。今回は7件の追加議案についてご審議いただきたくよろしくお祈りいたします。内訳ですが、人事案件3件、それ以外の公印規程の一部改正などが4件あり、合計7件になります。
- 井上委員長 この点についてご了承いただけますか。異議なしと認め、新しい日程をお配りします。

(新しい日程の配布)

ここで、総務課長から日程の説明があります。

- 東総務課長 日程第2のスポーツ推進委員の委嘱の議案は第17号、日程第3の人事に係る事務の臨時代理の議案は第18号、日程第4の学校職員の服務事故の議案は第21号になります。日程第5以降は人事案件以外のもので、管理運営に関する規則の一部改正議案が第19号、日程第6の個人情報保護に関する規則の一部改正の議案は第20号、日程第7の公印規定の一部改正議案は第22号、日程第8の図書館運営規則の一部改正議案は第23号、日程第9の教育委員会処務規則の一部改正議案は第24号、日程第10の事務決裁規程の一部改正議案は第25号、日程第11の文書管理規程議案は第26号になります。日程と議案番号の順が異なるところがありますが、日程に沿ってご審議をお願いします。

◎傍聴の許可

- 井上委員長 本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 東総務課長 いらっしゃいません。
- 井上委員長 おいでになりましたら人事案件終了後にお入りいただきます。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

- 井上委員長 日程第5、「議案第19号 東久留米市立公立学校の管理運営に関する規則の一

部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第19号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、市立小中学校の学校徴収金については「東久留米市公立学校の学校徴収金取扱要綱」により管理を行ってきたがより責任の明確化を図るため、同規則を改める必要がある。また、都立学校に平成25年度から教科主任が設置されることになったため、これに準じて市立小中学校にも設置することとしたため、同規則を改める必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 資料の新旧対照表をご覧ください。2点改正します。1点目は平成25年度から都立学校に教科主任が設置されることに伴い、市の規則第9条「教務主任」の次に「教科主任」を加えるものです。2点目は学校徴収金の関係です。学校徴収金については、これまで平成23年12月施行の要綱により対応してきました。他市の事例を見たところ、管理運営規則で明確に制定しているところも多くありました。ついては本市でも規則で規定しより責任を明確化するため、改めて規則に学校徴収金に関する事務処理についての記述を入れました。なお、具体的には「東久留米市公立学校の学校徴収金取扱要綱により当該事務を適正に処理しなければならない」と記述しています。

同要綱が対象としている徴収金には給食費、教材費、修学旅行等校外学習費などがあります。徴収金の取り扱い、校長及び副校長の責務、さらに徴収金担当職員の職務ということで役割分担を定め公金に準じた処理をしていくという、より適正な管理をしていくため規則上もここに第38条として入れています。これに伴いほかの条項が一つずつ繰り下がるという内容です。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。ほかになればこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第19号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第19号は承認に決しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○井上委員長 日程第6、「議案第20号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第20号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、現行の組織体制に合わせ、規則を改める必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 同規則中「東久留米市長」とあるのは「東久留米市教育委員会」に、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み代えるものです。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 同規則中「東久留米市長」は「東久留米市教育委員会」と読んで、「市長」は「教育委員会」と読み代えるということで良いのですね。

○東総務課長 確認の上、必要があれば後ほど訂正させていただきます。

○矢部第一職務代理 「東久留米市長」は「東久留米市教育委員会」に、「市長」は「教育委員会」に読み代えているのに、第10条が「東久留米市教育委員会」となっていましたので伺いました。確認をお願いします。

○井上委員長 それではそのように対応願います。何か伺うことはありますか。ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第20号 東久留米市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第20号は承認することに決しました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○井上委員長 日程第7、「議案第22号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第22号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、現行の体制に合わせ規程を改める必要があるためです。詳細については総務課長から説明します。

○東総務課長 企画経営室総務課で所掌している公印の取り扱い規程に合わせるものですが、これまですべて教育委員会の公印の取り扱いは「教育長」決裁になっていました。しかし、公印を刷り込んでのご案内や納付書などを印刷する場合の手続きの取り扱いについては、企画経営室総務課では総務課長決裁ですべて対応していますので、教育委員会についても教育部総務課長がこれを行い、管理するという規定に改めるものです。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。ほかになければこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第22号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第22号は承認することに決しました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○井上委員長 日程第8、「議案第23号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第23号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、平成25年4月1日から東久留米市立図書館の開館時間の変更に伴い規則を改める必要があるためです。詳細については図書館長から説明します。

○岡野図書館長 新旧対照表をご覧ください。現行では中央図書館と地区館のいずれも開館時間は午前10時から午後5時までとなっています。昨年1月から、中央図書館では開館時間延長の試行を行っており、現在、中央図書館では水曜日と木曜日に限り午前10時から午後8時まで開館しています。月曜日と火曜日の中央図書館と月曜日から木曜日までの地区館の開館時間は午前10時から午後6時までとなっています。土曜日、日曜日及び祝日については規則どおりで、午前10時から午後5時までの開館時間になっています。市民のご要望もありこのよう

に試行しています。

来年度、4月1日からはこの試行結果をもって図書館の開館時間を変更したいと考えています。まず、週日は午前10時から午後8時までとします。これは現在、中央図書館で水曜日と木曜日に試行している時間帯です。土曜日、日曜日及び祝日については現行どおり午前10時から午後5時までとします。近隣の図書館のほとんどはこの時間帯で運営しています。地区館については同じく4月1日から指定管理者による運営になります。指定管理者の提案では、現在、午前9時から午後8時まで開館するという提案をいただいています。この内容で協定を結ぼうと考えていますが、今回の規則改正では基本的な図書館資料の貸し出しならびに館内利用の開館時間は中央図書館の時間帯を規定することを考えています。午前10時から午後8時まで、土曜日、日曜日及び祝日については午前10時から午後5時までとします。ただし、「視聴覚ホール及び集会室」について、現行は午前9時30分から午後9時までの開館時間になっています。こちらについても今年度から午前10時から午後9時までと改正案のように運用していますので、これを機会に図書館の貸し出し及びご利用いただく館内利用の時間帯と集会室とを分け、新たに規則を定めさせていただくことを提案したいと思います。なお地区館については午前9時から午後8時までの提案をいただいていますので、こちらの利用状況を見極めた上でいずれまた規則整備を検討する予定です。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理 視聴覚ホール及び集会室は現行の規定では午前9時半から午後9時までとなっていますが、実際には午前10時から午後9時で運行されています。それに合わせるとなると、利用者の方には変わることによってのご迷惑はないと理解してよろしいでしょうか。

○岡野図書館長 はい。ご迷惑をかけることはないと思っています。

○永田教育長 現行では集会室の利用は午前10時からになっていますが、なるべく早い時間から利用したいという市民のご要望はないのですか。

○岡野図書館長 以前は午前9時半からの利用となっていましたが、昨年4月から午前10時からと変更しています。集会室の利用については徐々に縮小し、学習室に振り替えています。もちろんご要望がないわけではないと認識はしていますが、特に午前9時半開館でなければ困るというご意見は届いていません。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。ほかになればこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第23号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第23号は承認することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○井上委員長 日程第9、「議案第24号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第24号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、図書館地区館の指定管理者による管理及び図書館運営規則の改正による分掌事務の変更に伴い、規則を改める必要があるためです。詳細については図書館長から説明します。

○岡野図書館長 資料の新旧対照表をご覧ください。図書館地区館の指定管理者による管理が4月から始まることに伴い規則整備を行うものです。市の職員である地区館長という職が指定管理者の管理になりますので削除します。また、事務分掌中「視聴覚ライブラリーに関すること」がありますが、昨年6月に視聴覚ライブラリーの事務が図書館運営規則からなくなりましたので削除します。以上、地区館指定管理者移行に伴う地区館長の削除及び図書館運営規則の改正に伴う視聴覚ライブラリーに関する事務分掌の削除が今回の改正点になります。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。ほかになればこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第24号 東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第24号は承認することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○井上委員長 日程第10、「議案第25号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第25号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、図書館地区館の指定管理者による管理に伴い、規程を改める必要がある。また、東久留米市教育委員会公印規程の一部改正に伴い、別表の決裁区分を改める必要があるためです。詳細については総務課長及び図書館長から説明します。

○東総務課長 総務課所管の改正点は先の議案第22号と関連していますが、公印の新調、改印、廃止するという決裁区分がこれまでは教育部長の決裁でしたが、公印の取り扱いについては総務課長が対応するということになりましたので、こちらの決裁区分についても改めるものです。

○岡野図書館長 図書館所管の改正点は先ほどの教育委員会処務規則の一部改正に伴い2系の決裁規定を改めるものです。新旧対照表をご覧ください。視聴覚ライブラリーに関することを事務分掌から削り、新たに業務係に、「事業用自動車を管理すること」「防災、防犯等、図書館事業の安全対策及び危機管理を行うこと」「他機関との調整を行うこと」をつけ加えました。「図書館設置運営基本計画を立案すること」はサービス係に移し、サービス係は「図書館基本計画を策定すること」「事業を実施すること」になります。資料については「収集方針、選定基準及び除籍基準を決定すること」と具体的に改めました。新たに付け加わっているものとしては「子ども読書活動推進計画を策定すること」「地区館の運営に関すること」「図書館の相互協力協定を結ぶこと」となっています。第2条第7号中「主査及び地区館長」を「及び主査」に改めるという、先ほどの処務規則と同じ規定になります。以上、改正点は第2条第7号中「主査及び地区館長」を「及び主査」に改めることと、別表を整備したことになります。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。

○永田教育長 新旧対照表の改正欄には「3 中央図書館の消防計画を立案すること」とあります。これまでも地区館にはありませんでしたが、理由ですが地区館は地域センターの中にあり、消防計画は地域センター全体で行っているからということで良いですね。

○岡野図書館長 そうです。中央図書館の防火管理者は館長になりますが、地域センターの場合は地域センター全体で消防計画を立てており、図書館はその中の一員という形になります。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。ほかになればこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第25号 東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第25号は承認することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○井上委員長 日程第11、「議案第26号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明をお願いします。

○永田教育長 「議案第26号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成25年3月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由ですが、教育相談に関する文書の保存について、別表に追加する必要があるためです。詳細については指導室長から説明します。

○片柳指導室長 これまで学校で行われていた生活指導にかかわる指導記録及び関係する相談記録については、保存年限を明確に定めた規定がありませんでした。平成25年度からは中学校に加え、小学校に対しても東京都からスクールカウンセラーが配置されることになり、これで全小中学校に対してスクールカウンセラーが配置されることになりました。この機会をとらえ、生活指導関係の文書として、スクールカウンセラーの相談記録及び教員が行う生活指導上の相談記録の保存年限を明確に定めるものです。

○井上委員長 何か伺うことはありますか。ほかになればこれで質疑を終わり、討論に入ります。意見交換をする必要がありますか。なければ討論を省略し、採決に入ります。「議案第26号 東久留米市公立小・中学校文書管理規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。全員挙手であり、よって議案第26号は承認することに決しました。以上で議案審議を終わります。

◎諸報告

○井上委員長 日程第12、諸報告に入ります。「①平成25年第1回市議会定例会について」からお願いします。

○荒島教育部長 資料の「平成25年第1回定例会会期日程表」をご覧ください。今議会の会期日程は3月1日から始まり3月26日までの26日間の予定です。先週の金曜日、3月1日には議案第1号として、教育委員会委員の任命が上程されました。それに先立ち議案の取り下げが2件ありました。それについては市長の責任ということが、先ずはこの3月1日の午前9時半の開会前に議会運営委員会が開催され、その席で市長の責任を明らかにすることで、議会運営委員会が一時中断をされました。午後1時から議会運営委員会が再開され、そこで市長が陳謝と給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を提出するというので、議会が始まりました。初日の3月1日には冒頭に市長陳謝があり、さらに、4月の市長の給料を10分の1減給1カ月という議案が提出され、全員賛成で可決されました。その後、市長の施政方針演説があり、教育委員会委員の任命の議案があり、これは全員賛成で可決されました。その後、即決で給料条例の改正、国保会計の補正予算の即決がありました。平成24年度の一般会計当初予算については一度も議会において可決されずに、昨年12月議会で市長が専決処分を行い

ました。これについて議会の承認を得るということできざまな質疑があり、結果として賛成2であり不承認となりました。その不承認について自治法の改正があり、不承認となった場合は必要な措置を速やかに講じるという自治法の改正を受けどうするのかという質問があり、そこでまた議会が中断されて結果的には話し合いがつかず、議会の不承認に対して市長の思いはその程度なのかという発言もありました。そういう状況の中で再開され、各委員会への請願の付託までは進みましたが、8件の行政報告までは行われず、改めて本日の午前9時半からの延会になり、3月1日については22時20分開会となりました。

本日、その残りの行政報告が行われています。その後の予定ですが、3月5日には1日に行われた施政方針に対する総括代表質問があり、6日から11日までは一般質問が行われる内容になっています。その一般質問については資料をご覧ください。「平成25年第1回定例会一般質問届出順序及び内容」は教育にかかわるものとしては、関根議員の「がん教育について」「いじめ・体罰問題について」「就学援助費について」、三浦議員の質問は「学校校舎の省電化について」、阿部議員の質問は「学校給食におけるアレルギー対応について」、小山議員の質問は「新入生の交通安全対策について」「体罰・いじめ問題について」、野島議員の質問は「教育目標について」「教育振興基金の意義について」「東中学校の新しい体育館について」「スポーツする場の確保について」、並木委員の質問は「旧第四小解体に伴う校庭利用者へのサポートについて」、間宮議員の質問は「日本語によるコミュニケーションが困難な外国人等の児童・生徒への支援について」、近藤議員の質問は「行革について～生涯学習センターの管理について」「英語教育について」、富田議員の質問は「幼児・児童・生徒の体力向上に向けた取り組みの推進について」、村山議員の質問は「都市計画道路3・4・5号線の整備に当たって現在の第十小学校プール北側の農園部分についての売却について」「第十小学校の校庭芝生化の実施状況について」、永田議員の質問は「就学援助について」「いじめ・体罰問題について」「アレルギー対策について」「学校図書館について」「市立図書館について」、篠原議員の質問は「イオン出店による子ども、地域住民の教育・住環境悪化に対する対策について」、原議員の質問は「通学路の安全対策」についてです。

続いて、13日には総務委員会と厚生委員会、14日には文教委員会、建設委員会が開催されます。文教委員会では議案が4件あり、これについては先の教育委員会で承認いただきました債権放棄が2件、債権放棄に伴う奨学資金条例の一部改正が1件、さらに図書館協議会設置条例の一部改正の4件になります。さらに、「請願第7号 就学援助基準の引き下げをしないことを求める請願」「請願第17号 学校から『いじめ』をなくすために解決の道を語り合う懇談会を開くことを求める請願」「請願第18号 教育の場から『体罰』をなくすために解決の道を語り合う懇談会を開くことを求める請願」の3件の請願が出されています。

続いて、3月15日には予算特別委員会、3月18日から22日までは平成25年度の当初予算の審議が予定されており、3月26日が最終日となっています。

○井上委員長 本日は時間の関係もあり、まとめて報告いただいた後に質疑を行わせていただきます。続いての報告をお願いします。

○東総務課長 資料の「平成25年度（平成24年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）」及び別紙をご覧ください。25年度分の報告書については、今年度からできる範囲で作業の振り返り作業を行っていくことになりました。現時点の進捗状況を報告します。平成20年度からこの報告書の作成が義務づけられ

た以降、毎年、有識者からご意見をいただき、今回はそれを加味して24年度分として取組内容をまとめ、評価方法についての案をまとめているところです。有識者からは毎年度の目標が不明確であるという指摘を受けており、今後どのような目標設定を行っていくのが課題となっています。平成26年度に策定予定の教育振興基本計画の策定との関係もありますが、教育目標と基本方針で定めている「施策の方向」を毎年度の目標としていくことも一つの方法ではないかと提案させていただいています。

「平成25年度（平成24年度分）」以降の評価の記述についてはこれまでの有識者の意見を受け、事務局案として「評価の記述」にはABCの3段階で示し、それぞれ「大きく前進した」「前進した」「成果が上がらなかった」としています。委員からは改めてご意見を伺う機会をいただきたいと思います。他市の例も添付していますのでご覧ください。例えば、三鷹市も3段階で評価を行っていますが、特徴としては「進捗状況」と「成果に対する評価」という二つに分かれているところです。しかも進捗状況は3段階で示し、成果に対する評価は4段階としています。担当所管は一生懸命やってきた、やったことは自信を持って言えますが、果たしてそれが成果に結びついたかどうかはまた別で、それはそれで評価をされているのだろうと推測しています。東村山市ではパーセントで示していますが、これについては評価者からは厳しいご意見が出ています。例えば、「達成率80%以上、79から60という数字は妥当なのか。何をもって80とするのか。内部基準はあるのか。根拠が分かりにくい」というものです。狛江市の場合は非常に厳しい評価となっていて、Cが多く付けられています。他市の状況も参考にしながら、今後、本市はどのような評価を行ったら良いのかを決めていくこととなります。現時点で、平成24年度取組内容について、総務課、学校適正化等担当、学務課、指導室についてはほぼ記述してありますので後ほどご覧ください。

○井上委員長 続いて、「学校給食の運営協議会の報告について」の説明をお願いします。

○稲葉学務課長 第3回学校給食運営協議会が1月23日に実施されましたので報告します。当日は委員33人のうち30人が出席されました。事務局からは学務課保健給食係及び第九小学校の栄養教諭が参加しています。議題は「学校における食育について」「学校給食における食物アレルギー除去食について」「事務連絡」についてでした。「学校における食育について」は第九小学校栄養教諭から食育の考え方や実例を説明し、「学校における食物アレルギー除去食」については小学校給食の栄養士から除去食の調理から提供までの流れを説明しています。質疑応答ですが、「除去食の資料の中に除去食に表示している項目や確認事項に児童の氏名が見当たらない」という質問については「記入漏れである。当然氏名も含まれている」と説明しています。「アレルギー除去食にアトピーのある児童は対象になるのか」については「アトピーについては対象としていない」と答えています。また、「お代りについては通常食・除去食ともに用意をしていない」と答えています。

なお、第2回運営協議会で質問のあった件についても報告しました。給食で使用する水と牛乳についての検査ですが、「水は水道局で検査を行っており、牛乳は東京学乳協議会で毎月検査を行っています。要望として、水については給食でも検査を行ってほしい」という意見が出たことを伝えています。中学校給食の保護者試食会については、「小学校の時に試食したい」という意見が以前もあり、業者側で取りまとめてもらえないか」というご要望でしたが、あくまでも事業者は給食調理業務の委託業者であるため、業者主催による試食会の開催は実施できない。試食会については毎年PTAが主催で実施しているが、要望等があれば検討したい。協議

会からもそのような意見が出たということは、PTA連合会に伝える」という報告をしました。

1ページの下から3ページまでに質疑の内容が出ています。大きく分けて3点のご質問です。給食用食材の放射性物質の測定に関するのですが、具体的にストロンチウムという名称が出て、それも含めてもっと厳しい基準で実施してほしい」というご意見がありました。これについては、「東京都が実施している検査に参加している。細かい基準等については市では決められない」と回答しています。「中学校給食における残菜が多いのではないか」については、「給食時間が短いなどいろいろ質問等をいただいているが、中学校給食についてはランチボックスを使用しているため、調理後に冷却して盛りつけていることで味に多少影響し、それが関係しているのかもしれない」と答えました。今後、中学校栄養士により検討していきたいと思っています。また、中学校給食の食育についてですが、「中学校には小学校のように各学校に栄養士は配属されていない。久留米中学校では第一小学校の栄養職員と連携して食育に関する授業を実施しており、こちらについても今後検討させていただく」と答えています。

○井上委員長 続いて、「教育振興基本計画の懇談会について」の説明をお願いします。

○高梨学校適正化担当課長 2月18日に市役所7階の会議室で、第1回教育振興基本計画策定に関する懇談会を開催しました。懇談会委員13人のうち11人が出席され、事務局からは教育部長と私が出席しました。最初に委嘱書の交付を教育長から行い、続いて、教育長があいさつされ、委員の紹介を自己紹介の形で行いました。その後、委員の互選により座長と副座長の選出を行いました。推薦等もありませんでしたので、事務局により座長に宮下委員、副座長に酒井委員を指名させていただきました。懇談会の進め方についてですが、懇談会は原則公開とするが、会場の都合があるので人数は調整させていただくことを了承いただきました。会議録については発言の趣旨を生かした要点記録とし、次の懇談会で確認を受け、確定する。懇談会は自由な発言の場とする。会議時間はおおむね2時間とする。なお、会議録には発言者の氏名を載せないことで了承いただきました。資料や会議録はできるだけ事前に配布し目を通していただくようにし、特に、会議録については懇談会の時に了承いただくことを確認しました。

続いて教育振興基本計画の骨子案を説明しました。この内容は2月の教育委員会で報告したものです。懇談会の内容については、取りまとめ次第報告します。懇談会の委員から出た意見等を若干紹介します。「以前住んでいた所では先生と子どもたちのかかわりが薄いように感じていたが東久留米の状況はどうか」については、他の委員の「特にそのようには感じていない。こちらの投げかけ方にもよるが丁寧に対応してくれる印象がある」という意見や市の綱引き大会の例を出し、学校の先生方も積極的に参加されておりそんなに関係が薄いという感じはないという発言もありました。そのほか、「教育目標や基本方針、体系図についてはもっともなことが書かれているがこれらをいかに実現していくかが重要である」「近ごろは年長者を尊敬しない風潮がある。友達感覚がはやったがそれは違うと思う。やはり目上は目上ということをきっちりと子どもたちに指導することが大事である。子どもたちには人間の品位や品性を教えなければいけないのではないか」「教育目標、基本方針にはごもっともなことばかり書いてある。しかし、逆に思うと、ごもっともなことばかりを書かなければだめなのではないか」「体系図を見ると具体的な施策でとまっているが、保護者の目から見れば現場で具体的にどのようなことをするのかを知りたい」「保護者と学校側との対話やコミュニケーションを入れてほしい」「東久留米には考古学の研究では第一級の史料があり、古地図など重要な文化財にもなるような史料があるのに宝の持ち腐れになっているのではないか。修復などを手助けするボ

ランティア活動などを興していけたら良いと思う」「体系図はいかにも形式主義である。まるでトーナメント表のようだ」などの意見がありました。

○永田教育長 本日は時間が限られているため、特にこの場で報告しておかなければならないことに限ってお願いします。

○高梨学校適正化担当課長 分かりました。いろいろなご意見がありましたが、委員から出た意見は、総じて「学校と保護者とのコミュニケーションを大事にしていくことを盛りこんでほしい」ということが多かったように感じました。次の懇談会は5月半ごろを予定しています。

○井上委員長 続いて、「下里地域通学区域検討委員会について」の説明をお願いします。

○稲葉学務課長 下里小学校は、平成11年度からすべての学年で単学級という状況が続いています。委員会の設置目的は、下里地域における通学区域の見直し及び検討を行うためです。所掌事項は「下里地域通学区域の設定または改廃に関する事項について検討し、その結果を教育委員会に報告する」ものです。組織は(1)自治会、町内会からの選出者、(2)PTA等保護者からの選出者、(3)東久留米市立小学校の校長とで構成します。自治会は下里自治会です。学校PTAは第七小学校、本村小学校、下里小学校です。この要綱は平成25年4月1日から施行する予定です。2枚目をご覧ください。児童数の推移ですが、第七小学校は平成13年度に370人と一番少ない人数でしたが、24年度には606人と増加しています。本村小学校は平成9年度に378人となり、現在は横ばいの状態です。下里小学校は平成19年度に130人の横ばいの状態で、単学級できています。学級数についてですが第七小学校は平成15年度12学級、現在18学級です。本村小学校は平成9年度に12学級、現在も変わらず12学級です。下里小学校は平成11年度に6学級となり、現在まで6学級です。

○井上委員長 本日は時間の制約がありますので、個々の報告についてご質問がありましたら、直接担当課長に伺っていただければと思いますのでご了解願います。

3月19日には中学校、25日には小学校の卒業式があります。教育委員と管理職の皆さんが各学校に伺わせていただきます。今年度も学校や地域としっかり連携を密にしながら教育委員会の事業を進めてきましたが、いよいよ本年度総仕上げの時期となりました。来年度も、より充実した形で新年度を迎えていきたいと決意しています。ご協力よろしくをお願いします。

◎閉会の宣告

○井上委員長 以上で平成25年第3回教育委員会定例会を終了します。

(午後3時34分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年3月4日

委員長 井上敏博（自署）

署名委員 尾関謙一郎（自署）